

資 料

1. 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策の推進

令和8年5月現在

(出典：総務省HP <https://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>)

※資料中のページ数については、出典元のページ数のまま表記しています。

1

自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策の推進

1. 公共施設等の適正管理の必要性

我が国においては、高度経済成長期に大量の公共施設等が建設されており、今後、それらの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれます。

公共施設等の老朽化対策については、平成24年12月の笹子トンネル事故を契機に、国・地方公共団体・民間事業者を挙げた喫緊の課題として強く認識されるようになり、平成25年11月に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

同計画において、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、インフラ長寿命化計画である「行動計画」を策定すること、さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画である「個別施設計画」を策定することとされました。

地方公共団体は、住民の生活に密着したインフラや公共施設を数多く整備・管理しており、その老朽化対策は極めて重要な課題となります。このため、総務省では、地方公共団体において行動計画の策定が進められるよう、平成26年4月に総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、各地方公共団体に対し、平成28年度末までに行動計画に相当するものとして「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しました。

2. 公共施設等総合管理計画の策定・充実

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにするとともに、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるものです。総合管理計画に記載すべき事項や策定にあたっての留意事項など、計画策定に際しての指針については、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総務省自治財政局財務調査課長通知）により示しています。

総合管理計画を策定することにより、公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、公共施設等の計画的な集約化・複合化や立地適正化、長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、維持管理・更新等にかかる財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な配置を実現することを目指すものであります。

各地方公共団体における総合管理計画の策定状況をみると、令和7年3月末時点の調査結果では、全団体において策定済みとなっています。総合管理計画については、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)や「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日付け総財務第6号総務省自治財政局財務調査課長通知。)等を踏まえ、各地方公共団体において、令和3年度中(新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず総合管理計画の見直しの完了が令和4年度以降となる地方公共団体については、適切に見直しを進め、令和5年度末までに見直しを完了)の見直しを進めていただいたところであり、令和7年3月末時点で、ほとんどの団体において見直しが完了しています。

2

また、見直し後の総合管理計画に基づき、令和4年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度まで5年間事業期間を延長するとともに、対象事業の拡充を行いました。

このような状況も踏まえ、令和4年度以降も、各地方公共団体において、見直し後の総合管理計画の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成26年4月22日策定(令和5年10月10日最終改訂))について、必要な見直しを行い、改訂したところです。改訂後の指針を踏まえ各地方公共団体における公共施設等の脱炭素化の推進方針や、総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施する点検・診断の結果を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次充実させていく必要があります。

なお、総合管理計画の見直し・充実に当たっての参考となるよう、各地方公共団体が策定した総合管理計画については、総務省ホームページにおいて、その主たる記載内容等を他団体と比較可能な形で公表しています。

3. 公共施設等の適正管理に対する地方財政措置

総務省では、各地方公共団体において、総合管理計画・個別施設計画に基づいて推進する公共施設等の適正管理の取組に対する地方財政措置として、公共施設の集約化・複合化事業や転用事業、長寿命化事業等を対象とした「公共施設等適正管理推進事業債」を平成29年度に創設しました。

平成30年度以降は、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、「ユニバーサルデザイン化事業」を対象に追加しました。あわせて、財政力の弱い団体においても、これらの事業を着実に実施できるよう、長寿命化、転用、立地適正化及びユニバーサルデザイン化事業については、地方債の元利償還金に対する交付税措置率をこれまでの一律30%から、財政力に応じて最大50%まで引き上げています。

さらに、令和2年度は、複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、実施主体を拡充するとともに、長寿命化事業の対象をさらに拡充しています。

令和4年度は、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度まで5年間事業期間を延長し、長寿命化事業の対象施設に空港施設及びダム(本体、放流設備等)を追加しています。

また、令和7年度は、地方公共団体が、公共施設の集約化・複合化を一層進めることに伴い生じる施設の除却事業を計画的に実施できるよう、集約化・複合化等に伴う除却事業を追加し、令和8年度からは集約化・複合化等に伴う除却事業の対象に公営住宅等を追加しています。

各地方公共団体においては、予防保全の観点も含めて、老朽化対策のための基金も活用しながら、公共施設等の統廃合、長寿命化、転用等の具体的な対策に着実に取り組んでいただきたいと考えています。

3

4. 防災・減災対策の推進

近年、地震や豪雨・台風など、災害が大規模化・頻発化し、各自治体における防災・減災対策の重要性が一層高まっていることから、各地方公共団体においては、「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急浸漬推進事業債」を積極的に活用いただきたいと考えています。

「緊急防災・減災事業債」については、東日本大震災等を教訓として、喫緊の課題である防災・減災対策のための地方単独事業を全国レベルで早急に進めることができるよう創設したものであり、令和8年度より、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、指定避難所における避難者の生活環境改善(厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等)や、指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等及び防災コンテナの整備、庁舎・消防庁舎における衛星通信システムの整備を追加するなど対象事業を拡充しています。

「緊急自然災害防止対策事業債」については、国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で防災インフラの整備を実施できるよう創設したものであり、河川の護岸整備や改修、道路の法面防護対策、急傾斜地の法面対策など、非常に幅広い防災インフラの整備に活用できるものとなっています。また、令和8年度より老朽化した橋梁への対策を強化するため、新たに、健全性の判定区分が「Ⅲ早期措置段階」又は「Ⅳ緊急措置段階」と診断された橋梁について、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために実施する除却を対象事業として拡充しています。

「緊急浸漬推進事業債」については、通常であれば、一般財源で実施しなければならない河川等の土砂撤去や樹木の伐採を、特例的に地方債で対応できるようにしたものであり、財源の不安なく、一気に事業を行うことができるものとなっています。

これらの地方債は、いずれも、充当率が100%、元利償還金に対する交付税措置率が70%と、手厚い財政措置となっていますが、期限が設けられています。

この期限については、「緊急防災・減災事業債」と「緊急自然災害防止対策事業債」については、令和7年度までとされていましたが、地方公共団体からの強い要望・ニーズがあることや、令和7年6月に閣議決定された国の第1次国土強靱化実施中期計画の期間が令和8年度から5年間とされていることを踏まえ、5年間の期限延長が行われ、令和12年度までとされています。

また、「緊急浸漬推進事業債」は令和11年度までの時限措置とされています。

災害はいつ来るか分からないものであり、この期限内に、できるだけ早く、必要な事業に取り組んでいただきますようお願いいたします。

5. 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引きの作成

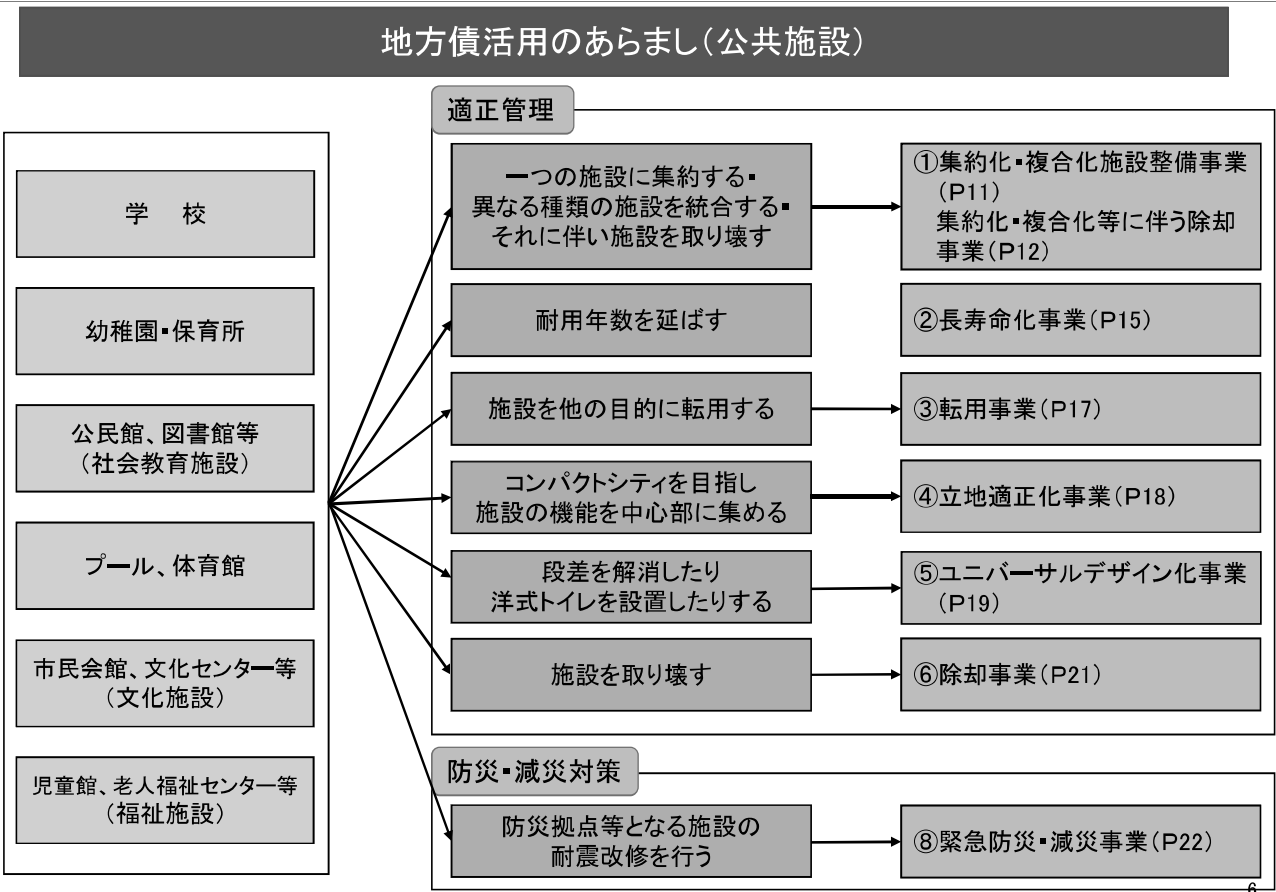
各地方公共団体において具体的な対策を検討するに当たって参考となるよう、総務省ホームページにおいて、公共施設等適正管理推進事業債等を活用した先進事例を紹介しています。さらに各団体からは、老朽化対策や防災・減災対策を実施するに当たって、どのような地方債措置が活用できるのかをわかりやすく示していただきたいとの声を多くいただいています。

このため、今般、公共施設・インフラの老朽化対策のための地方債の活用例について、公共用施設・社会基盤施設・公用施設ごとに、老朽化対策や防災・減災対策を実施する場合に、どのような地方債が活用できるかについて、わかりやすく紹介した手引きを作成しました。この手引きを首長はじめ関係者と共有いただき、積極的に活用いただき、各団体における公共施設の適正管理をより一層推進していただきますようお願いいたします。

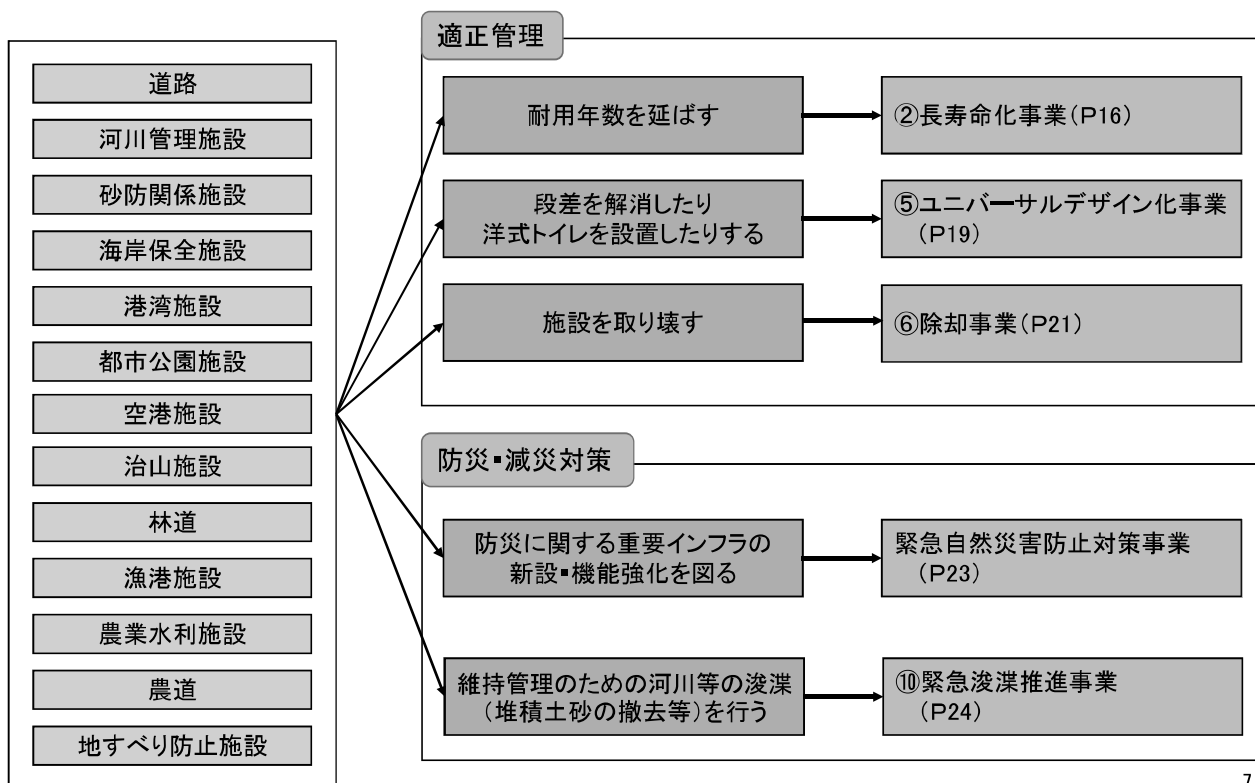
4

2. 地方債活用のあらまし

5

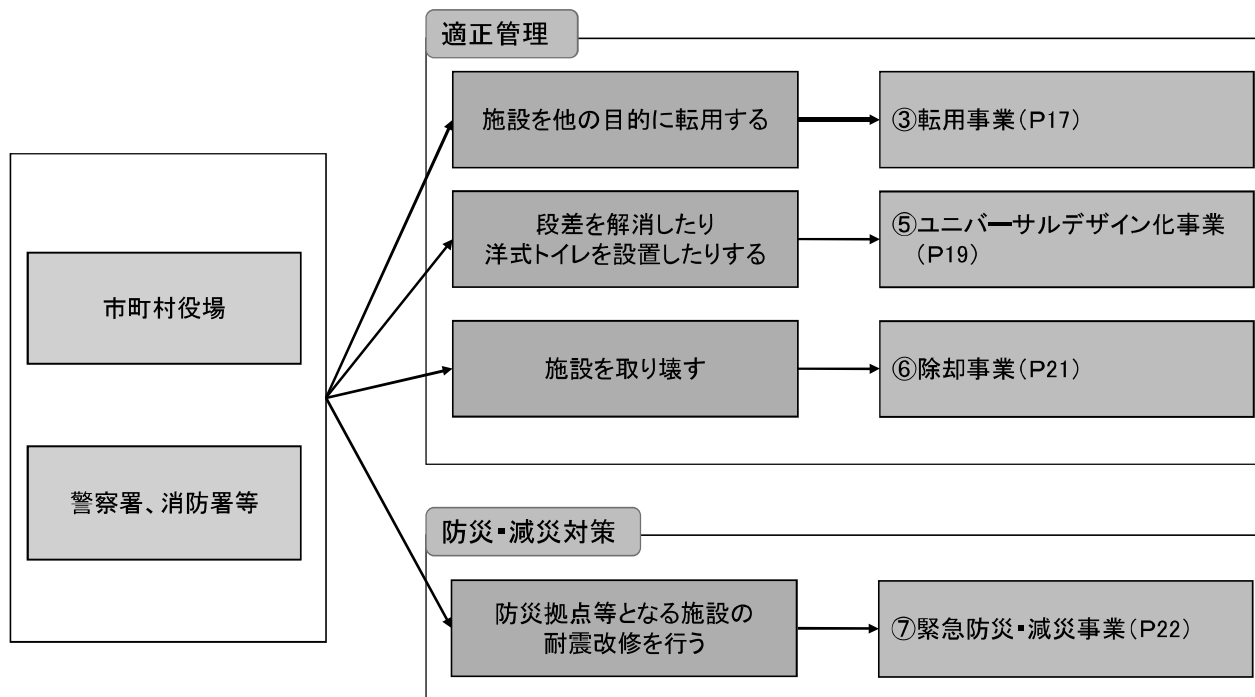


地方債活用のあらまし(社会基盤施設)



7

地方債活用のあらまし(公用施設)



8

地方債活用のあらまし(参考)

事業名		対象施設 ※1			参考	単独	国庫補助
		公共施設 ※2	公用施設	インフラ施設 ※3			
①集約化・複合化	集約化・複合化施設整備	○			・建築物(公民館等)における延床面積や非建築物(グラウンド等)における維持管理経費等の減少する事業が対象 〔※ 複数団体が連携して実施する集約化・複合化の取組においては、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。〕	○	○
	集約化・複合化等に伴う除却	○			・施設整備を伴わない機能統合・機能廃止も対象 ・公営住宅等も対象	○	○
②長寿命化		○		○	・公共用の建物並びにインフラ施設のうち道路、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設、農道及び地すべり防止施設が対象	○	
③転用		○ 他の公共施設への転用	○ 公共施設への転用	○ 公共施設への転用	・①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能	○	
④立地適正化		○			・国庫補助事業を補完する事業 ・国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象	※4	
⑤ユニバーサルデザイン化		○	○	○	・庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象	○	
⑥除却		○	○	○		○	

※1 公営企業施設は対象外。

※2 ①～⑤の事業(集約化・複合化等に伴う除却事業を除く)について、公営住宅等は対象外。

※3 道路、河川、港湾その他の土木施設等

※4 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率かさ上げ等の要件とされている国庫補助事業を補完する事業又は当該国庫補助事業と一体的に実施される事業であって、当該国庫補助事業の要件を一部満たさないがコンパクトシティの形成に資する事業や当該国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業が対象となる。

※5 ①～⑥全ては公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の形態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同様・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも対象となる。

公共施設等適正管理推進事業

公共施設等の適正管理

- 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある
- そのため、地方団体において、**長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進**

公共施設等適正管理推進事業債

【対象事業】 ※公共施設等総合管理計画等に位置づけることが必要

① 集約化・複合化事業 ※延床面積や維持管理経費等が減少する場合に限る

(1) 集約化・複合化施設整備事業

(2) 集約化・複合化等に伴う除却事業(機能統合等に伴うものを含む)【R8拡充(公営住宅等を対象に追加)】

② 長寿命化事業

・公共用の建築物
施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

・社会基盤施設

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業)
道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設

③ 転用事業

④ 立地適正化事業

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

⑥ 除却事業

【充当率】 90%

【元利償還金に対する交付税措置率】

① : 50%(②は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象)

②～⑤: 財政力に応じて30～50%

⑥ : 交付税措置なし

【事業期間】 令和8年度まで(ただし、経過措置として、令和8年度までに工事に着手した事業については、令和9年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずる)

【令和8年度事業費】 5,000億円



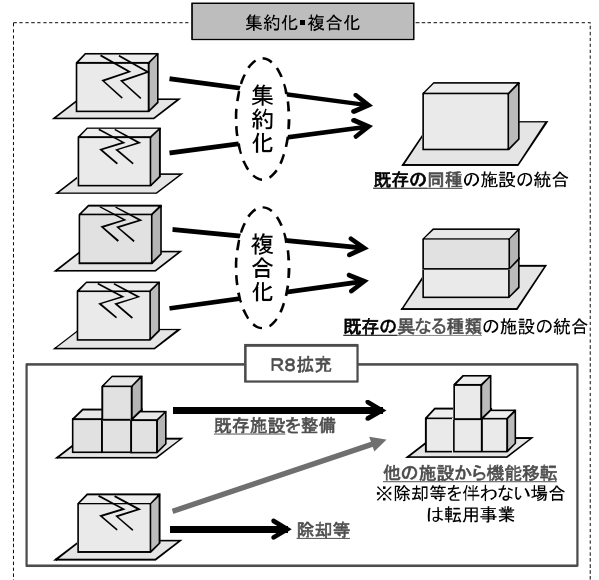
①-1 集約化・複合化事業（集約化・複合化施設整備事業）

概要

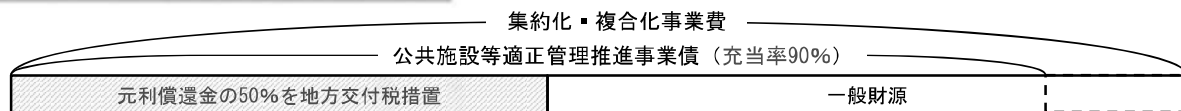
- 個別施設計画に位置付けられた以下の集約化事業又は複合化事業（公用施設、公営住宅等、公営企業施設等は対象外）建築物（公民館等）：延床面積の減少を伴うもの
非建築物（グラウンド等）：維持管理経費が減少すると認められるもの

留意事項

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設（庁舎等）を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。（共用部分がある場合は面積按分等）
- ・ 公共施設の機能を他の施設から移転して既存施設に整備する事業であって、当該既存の公共施設の除却等を伴うものについても対象事業に含まれる。【R8拡充】



充当率・元利償還金に対する交付税措置



11

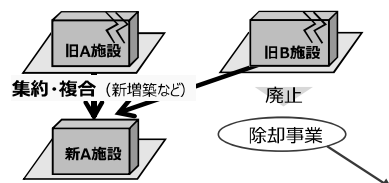
①-2 集約化・複合化事業（集約化・複合化等に伴う除却事業）

概要

- 地方公共団体が公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施する、公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業については、令和7年度から公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業：充当率90%、交付税措置率50%）の対象に追加。令和8年度から集約化・複合化等に伴う施設の除却事業の対象に公営住宅等を追加。

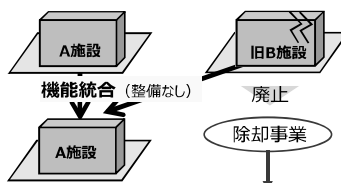
対象事業

(1) 施設の整備及び複数施設の統合をする場合



※ 国庫補助や他の事業債を活用して施設整備し、統合する場合も対象

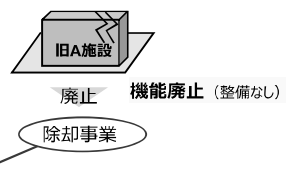
(2) 複数施設の機能統合をする場合



【R7拡充】集約化・複合化事業の対象に追加
【R8拡充】対象施設に公営住宅等の除却事業を追加

※ 公営住宅等を整備する事業は、引き続き公共施設等適正管理推進事業債の対象外

(3) 施設の機能廃止をする場合



要件

以下の要件をすべて満たす事業

- ① 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施するものであること
- ② (1)の場合：集約化・複合化を行った施設の供用開始から5年以内実施するものであること
(2)及び(3)の場合：除却予定の施設の供用廃止から5年以内実施するものであること
- ③ 集約化・複合化を行う前と比較して、施設の延床面積（非建築物の場合は維持管理費等）が減少すること ※(1)に限る

留意事項

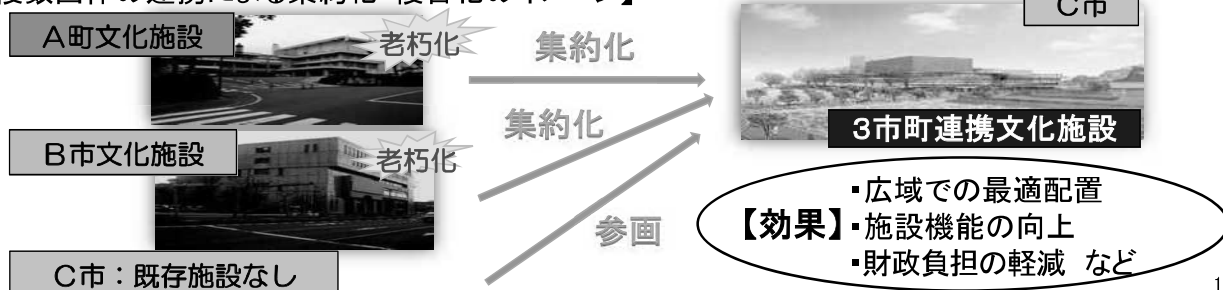
- 経過措置として、R6年度以前（公営住宅等はR7年度以前）に集約化・複合化等した施設については、5年超経過したものも対象とする。
- 公用施設や公営企業施設等の除却事業については対象外。
- 国庫補助や他の事業債を活用した集約化・複合化事業に伴って実施する除却事業も対象とする。
- 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化・複合化等に伴う除却事業も対象とする。
- 地方交付税措置は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象とする。

12

広域的に実施する公共施設等の集約化・複合化の推進

- 全国的に人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、公共施設等の集約化・複合化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ることが重要。
- 近年においては、団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、今後は、複数団体の連携による取組も積極的に推進する必要。
 ※ H27年度に公共施設最適化事業債を創設。H29年度から公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）に移行。（いずれも充当率90%、交付税措置率50%）
 *R7年度から追加された集約化・複合化等に伴う除却事業については、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象。
- 令和2年度から、複数団体が連携して実施する集約化・複合化の取組において、集約化・複合化する施設を有しない団体が当該事業による施設整備の実施主体となる場合も公共施設等適正管理推進事業債を活用可能としている。
- 令和7年度から、複数の団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費及び集約化等の円滑化のための経費について、特別交付税措置を講じている。
 ※ 調査検討経費：1団体あたりの措置上限額500万円（実際に要した経費の0.5を上限）
 円滑化のための経費：集約化等1件・1団体あたりの措置上限額5,000万円（実際に要した経費の0.8を上限、集約化等完了年度を初年度とする5年度間）

【複数団体の連携による集約化・複合化のイメージ】



13

複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進

- 特に取組が進んでいない複数団体による公共施設の集約化等を推進するため、集約化等に向けた調査検討及び集約化等の円滑化に係る経費に対する特別交付税措置を令和7年度より創設。
- 集約化等に伴う施設の除却事業を「公共施設等適正管理推進事業債」の対象に追加し、国土交通省と連携して集約化の取組を促進するほか、専門アドバイザーの派遣を実施。

	協議の場の設定 (調査・検討)	新施設の 整備	旧施設の 除却	集約化等の 円滑化
財政 措置 等	特別交付税措置 措置率：0.5 措置上限額：500万円 <対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費 ・施設の利用実態や立地等の調査・分析 ・協議会の開催、有識者の招聘 等 ※連携中核都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱を改正するとともに、広域的な協議の場の設定を促進	公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業) 充当率：90% 交付税措置率：50% <対象> ・複数の施設を集約化・複合化する際に実施する整備事業 <主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの ※都市構造再編集中支援事業(国土交通省予算)も活用可能 複数市町村により、広域的な立地適正化の方針等を定め、地方自治法に基づく事務の共同処理制度等を活用した上で、広域連携誘導施設を整備する場合(施設の統廃合に伴い廃止された施設の除却等も含む)、連携自治体数×21億円を交付対象事業費の上限として支援(補助率：1/2) ◆公適債の要件(延床面積の減少等)を満たす場合 国庫補助(1/2) 交付税措置率50% ⇒国庫補助(50%)、交付税措置(22.5%)を合わせて72.5%	公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業) 充当率：90% 交付税措置率：50% ※ただし、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象 <対象> ・整備を行う複数施設の統合 ・整備を行わない複数施設の機能統合に伴う除却事業 <主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの	特別交付税措置 措置率：0.8 措置上限額： 集約等完了年度(*)を初年度として5年度間で合計5,000万円 <対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費 ・住民への広報・説明会の開催 ・集約元施設からの移転 ・利用者増を踏まえた備品の整備 ・集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等 *新施設の供用が開始された年度(機能統合の場合は機能統合が決定した年度)
	その他	専門アドバイザーの派遣 ・「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)に広域連携分野(公共施設の集約化等)を追加 ・施設の適正配置の調査・検討、関係市町村との合意形成のノウハウ等に係る助言を実施		

14

②-1 公共用の建築物の長寿命化事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業

(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】

○長寿命化例1(図書館)



法定耐用年数50年

外壁、建具、
屋根防水
の改修等



長寿命化



目標使用年数80年

○長寿命化例2(高校校舎附帯施設(格技場))



法定耐用年数47年

外壁、屋根
の改修等

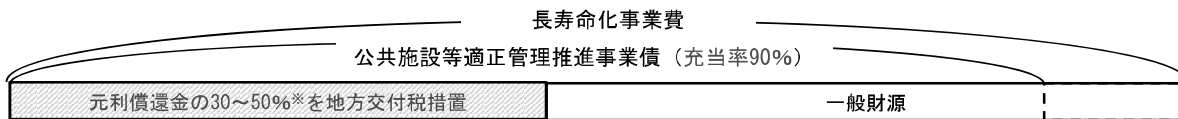


長寿命化



目標使用年数60年

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

15

②-2 社会基盤施設の長寿命化事業

対象事業

○ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等)
(道路(舗装、小規模構造物等)、河川管理施設、砂防関係施設(昭和53年以降の技術基準で設計された砂防施設を含む。)、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【事業イメージ】

○道路(舗装の表層に係る補修)



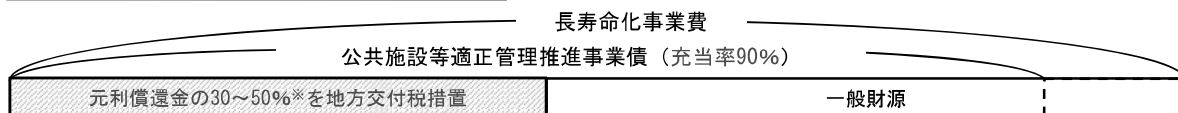
○都市公園施設(テニスコートの改修)



○農業水利施設(頭首工の補修)



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

16

③ 転用事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業

※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

【事業イメージ】

○ 転用例1



転用

○ 転用例2



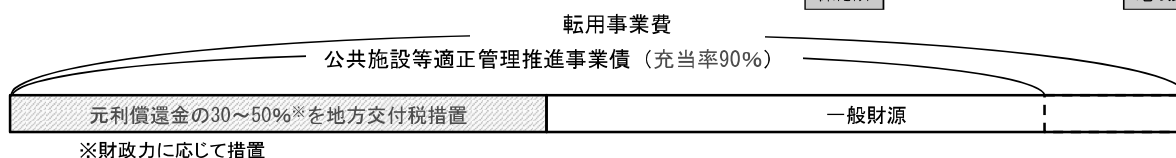
転用

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

（転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする）

- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置



17

④ 立地適正化事業

対象事業

○ 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

＜事業例＞ ・【一体】国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

（国庫補助事業の対象とされているが国費の不足により単独で実施するもの）

・【補完】国庫補助事業の一部要件（事業規模等）を満たさない事業

（都市構造再編集集中支援事業の要件を一部満たさない事業）

① 同種の誘導施設を複数整備する場合の2件目以降の事業（補助要件：同種の誘導施設は1市町村一つまで）

（都市・地域交通戦略推進事業の要件を一部満たさない事業）

② 事業規模1億円未満の事業（補助要件：1億円以上）

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

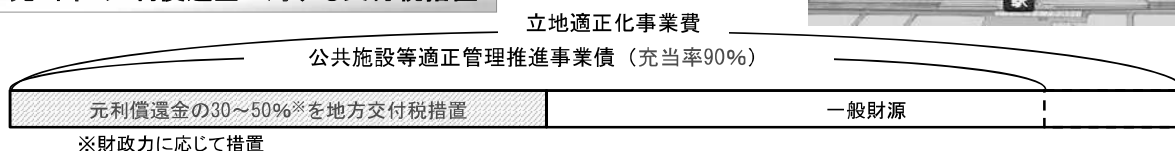
【事業イメージ】

- ・ 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。（改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする）

公共施設を
まちなかで
適切に配置



充当率・元利償還金に対する交付税措置



18

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

対象事業

- ①又は②に該当する事業
- ① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業
- i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
- ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)
- 例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
- ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
- 例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

【事業イメージ】

- ユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した公共施設等総合管理計画に基づく事業であること。
 - ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。
- ※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円(1台)

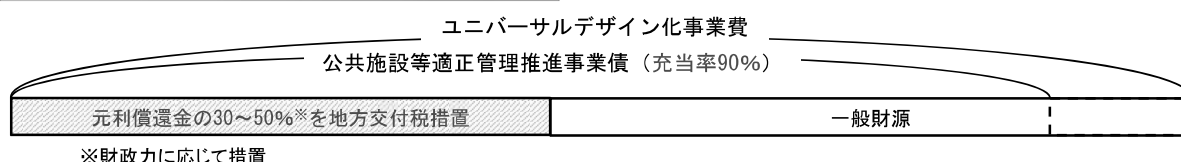


多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置



19

公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率

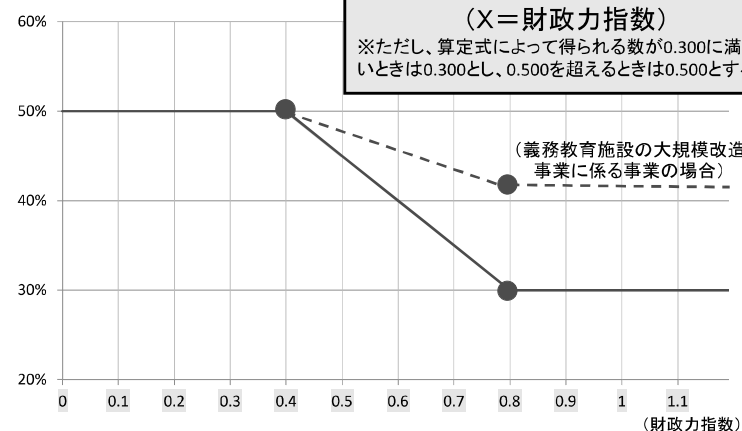
- 公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)のうち、長寿命化事業・転用事業・立地適正化事業・ユニバーサルデザイン化事業に係る元利償還金の普通交付税の措置率について財政力に応じて30～50%とする取扱い。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%(※)
0.4未満	50%

(都道府県、市区町村共通)

(交付税措置率)



※ 長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定。

20

⑥ 除却事業

対象事業

○ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

※ 個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○ 除却例1



公民館



除却



更地

○ 除却例2



児童館

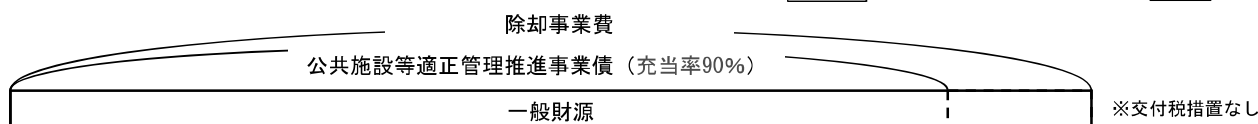


除却



更地

充当率・元利償還金に対する交付税措置



＜参考＞地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

21

緊急防災・減災事業

○ 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業（事業期間は令和12年度まで）

対象事業

※事業費 5,000億円（令和8年度）

- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備（非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備 など）
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築（防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化 など）
- ③ 浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設
- ④ 消防広域化事業等（広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署等の増改築、消防車両等の整備 など）
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

※ 令和8年度は、新たに、次の事業を対象事業に追加

指定避難所における避難者の生活環境改善（厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等）、指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等及び防災コンテナの整備、庁舎・消防庁舎における衛星通信システムの整備

※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金（離島活性化交付金等）を受けて実施する事業を含む

【事業イメージ】



避難階段の整備



防災行政無線のデジタル化



公共施設の耐震化

充当率・元利償還金に対する交付税措置



22

緊急自然災害防止対策事業

- 国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で実施する防災インフラの整備事業（事業期間は令和12年度まで）

対象事業 ※事業費 4,000億円（令和8年度）

- 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業

【対象施設】 治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災（法面・盛土対策、冠水対策、凍上災害の予防・拡大防止対策等）、港湾・漁港防災、農道・林道防災（橋梁の改修を含む）、都市公園防災、下水道

※ 令和8年度は、新たに、健全性の判定区分が「Ⅲ早期措置段階」又は「Ⅳ緊急措置段階」と診断された橋梁（道路、農道及び林道）について、災害の発生予防、拡大防止のために実施する除却を対象に追加

【事業イメージ】



小規模河川の護岸改修



山腹斜面の法面対策



ため池の堤体補強工事

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

23

緊急浚渫推進事業

- 河川氾濫などの浸水被害の防止等のため、地方団体が単独で実施する浚渫事業（事業期間は令和11年度まで）

対象事業 ※事業費 1,100億円（令和8年度）

- 地方団体が、各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等、農業用排水路に係る浚渫（地方単独事業）

※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象

※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※3 河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等、農業用排水路に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

※4 防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クレーク及び農業用ダム等）を指す

【事業イメージ（河川の浚渫）】

（浚渫前）



（浚渫後）



充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急浚渫推進事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

24

3. 具体的な事業例

▪ 集約化・複合化事業	・・・ 26頁
▪ 集約化・複合化事業＋転用事業	・・・ 40頁
▪ 長寿命化事業	・・・ 41頁
▪ 長寿命化事業＋ユニバーサルデザイン化事業	・・・ 46頁
▪ 転用事業	・・・ 47頁
▪ 立地適正化事業	・・・ 52頁
▪ ユニバーサルデザイン化事業	・・・ 55頁
▪ 緊急防災・減災事業	・・・ 57頁
▪ 緊急自然災害防止対策事業	・・・ 65頁
▪ 緊急浚渫推進事業	・・・ 71頁

25

集約化・複合化施設整備事業 ①

愛知県岡崎市(人口38.1万人)「額田センター整備事業」

事業の概要

額田支所周辺の老朽化した5つの公共施設について、規模の適正化、複合化を図り、機能の拡充をした上で複合施設「額田センター」として整備。

事業のポイント

【課題】

- 老朽化した施設、耐震性のない施設が存在
- 他地域の施設量や利用状況と比較して施設規模が全体的に過大
- 5施設の利用動線が悪い

施設名	延床面積(㎡)
旧額田支所(未利用)	1,362.74
額田支所	784.72
額田図書館	562.35
森の総合駅	505.42
ぬかた会館	718.16
合計	3,933.39

(延床面積を約50%縮減)
複合化

施設名	延床面積(㎡)
額田センター	1,975.77

※ぬかた会館は学区住民のコミュニティ活動の拠点施設に転用予定

○新施設機能
〈行政関係機能〉
支所、福祉総合相談窓口等
〈市民交流機能〉
集会室、和室等
〈社会教育機能〉
図書館、森の駅情報コーナー
〈地域防災拠点機能〉
防災活動室、防災倉庫等

事業実施体制

関係課長を委員とした検討部会を設置。さらに副市長を議長、関係部課長を委員とした上部会議で事業を推進。

事業実施前



事業実施後



事業の効果

- 利用者の動線や機能の集約によって、施設の利便性が高まり、効率性が図られ、一体的な利用が可能となる。
- 地域住民が一箇所に集まることで、ふれあいや交流が生まれ、地域の市民活動が促進される。
- 当センターを中心とした地域自治・生活拠点、防災拠点が整備され、ランドマークとしての重要性が高まる。 26

集約化・複合化施設整備事業 ②

茨城県ひたちなか市(人口15万人)「子育て支援・多世代交流施設整備事業」

事業の概要

中心市街地に立地している民間企業の遊休施設を市が取得し、老朽化した青少年センター及び生涯学習センターの機能を移転するとともに、新たに子育て支援機能及び地域交流機能を加え、複合施設として整備する。

事業のポイント



複合化

青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約
公共施設最適化事業値を活用(床面積1,628㎡→1,621㎡)

追加

子育て支援機能(プレイルーム、一時預かり室等)
及び地域交流機能(まちづくり交流スペース等)を追加

事業の効果

- 商店街に隣接する遊休施設を有効活用することにより、利用者の利便性が向上する。
- 利用者の異なる機能を1か所に集め、複合施設として整備することにより、多世代の交流を促進する。
- これらによって、コミュニティの活性化を図るとともに、中心市街地のにぎわいを創出する。

27

集約化・複合化施設整備事業 ③

大阪府岸和田市(人口18.6万人)「福祉総合センター整備事業」

事業の概要

市の中心駅近くに立地している高齢者関連施設の建替えに合わせて、市内に分散している障害者支援施設や児童福祉施設の機能を「都市中枢ゾーン」内に移転し、複合施設として整備する。

事業のポイント

- 総合計画及び公共施設等総合管理計画を連携させることで、まちづくり関係施策を連携させた事業を構築する。

総合計画

岸和田駅周辺を「都市中枢ゾーン」として位置づけ、中心市街地の一角として、商業・業務など都市機能の集積を図るとともに、地域福祉を考慮し、市の中枢拠点としてにぎわいの創出を図る。

公共施設等総合管理計画

長期的な視点で人口動向や財政状況を見据え、適正な保有量を検討するとともに、地域のニーズや利用状況等を鑑み、集約化や複合化等、施設の再配置により公共施設等の適正化を図る。

福祉総合センター外観



複合化

障害支援施設と児童福祉施設の機能を集約
延床面積：8,287㎡⇒7,251㎡

追加

市民活動サポートセンター(中間支援組織拠点)を新規追加

事業の効果

- 分散している福祉施設機能を1か所に集めることにより、人が集まる都市の拠点をつくり、市の玄関口にふさわしいにぎわいの創出に寄与する。
- 将来的には、市庁舎移転の候補地として検討しており、今後の一層の都市機能の強化も見込まれる。

28

集約化・複合化施設整備事業 ④

福岡県飯塚市(人口13万人)「小中一貫校建設事業(幸袋中学校区小中一貫校)」

事業の概要

学校施設の老朽化が進行するとともに、人口(児童・生徒)が減少することを踏まえ、2つの小学校及び1つの中学校を施設一体型の小中一貫校として集約する。(小学校に併設されている児童館も同時に移転し、統合。)

事業のポイント

小中一貫校の施設整備に当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートや意見交換を行った。

○学校再編整備等に関するアンケート

市全体における学校の再編整備計画を策定するに当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートを実施した。

アンケートの内容

- ・小規模な学級編成(1学年1学級など)が存在していることに対する考え方
- ・小中一貫教育の効果
- ・老朽化による建替えの是非
- ・小学校及び中学校の通学方法及び通学距離

アンケートを踏まえ、「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」を策定した。

計画では、12の中学校区それぞれについて再編の方針が定められ、幸袋中学校区においては、幸袋小学校、目尾小学校及び幸袋中学校を施設一体型の小中一貫校として統合することとされた。

※併設されている児童館も同時に移転し、統合

○建設適地の比較検討

「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」に基づき新たな学校を建設するため、保護者や地域住民を中心に建設適地を検討した。

市が提示した3つの候補地について、保護者全員を対象に実施した候補地選定に関するアンケートを参考に、周辺環境や通学路の安全性等、10項目(49細項目)の評点を行った。

保護者及び地域住民により構成される「小中一貫校建設基本構想検討会」において、上記の評点等を参考に、それぞれの候補地について意見交換したうえで、投票による選定を行った。

自治会長、PTA及び有識者で構成される「建設適地検討協議会」にて①安全性、②周辺環境、③通学距離の観点から再度選定を行い、教育委員会に建議した。

事業の効果

- 建設する小中一貫校の整備方針及び建設適地について、保護者や地域住民が主体となって検討したこと、今後導入される小中一貫教育を地域全体で支えることが期待される。

29

集約化・複合化施設整備事業 ⑤

事業の概要

千葉県習志野市(人口17.3万人)「大久保地区公共施設再生事業」

京成大久保駅周辺1km圏内にある4つの施設(公民館、図書館、児童館等)と、同駅前に立地する3つの同種の施設の機能を統合し、PFI事業により、同駅に隣接する中央公園内に2つの新たな生涯学習施設を整備する。

事業のポイント

習志野市の公共施設再生のモデル事業



事業の効果

- 駅前に立地する公共施設としての利便性を確保するとともに、都市公園の有効活用ができる。
- 民間活力を導入した公共施設の複合化によって、整備費と維持管理・運営コストの削減が図られる。
- 生涯学習施設整備事業と民間付帯事業(カフェ及び若者向け賃貸住宅)を一体的に実施することにより、多世代が交流する賑わいの場の創出と、定住人口の増加が期待できる。

30

集約化・複合化施設整備事業 ⑥

事業の概要

富山県小矢部市(人口3.0万人)「統合こども園整備事業」

児童数の推移や新たな保育サービスの要望に対応するため、石動・大谷学校区に存在する5保育所等を1つに、蟹谷学校区に存在する3保育所を1つに統合し、子育て支援センターを併設したこども園を整備する。

事業のポイント



大谷こども園



- 松沢保育所
- 正得保育所
- 荒川保育所
- 若林保育所
- 石動幼稚園

集約化

大谷こども園

延床面積:3,073㎡→2,633㎡

蟹谷こども園



- 北蟹谷保育所
- 数波保育所
- 東蟹谷保育所

集約化

蟹谷こども園

延床面積:1,879㎡→1,826㎡

機能追加・・・新統合こども園に子育て支援センターを新たに併設

延長保育、土曜保育、休日保育、病児保育(体調不良児対応型)の保育サービスを拡充
住民理解・・・「小矢部市立幼稚園及び保育所統廃合・民営化等推進委員会の最終答申」を踏まえ、既存施設では対応困難だった保護者ニーズについて、統合により開園日の追加等保育サービス等の拡充が可能となることを、住民・保護者への説明会等を通じ理解を得て実施

事業の効果

- 新たに子育て支援センターを併設するとともに、多様な保護者ニーズに応えられる保育サービスを提供する。
- 複数地区に分散していた施設の集約により、維持管理・更新費用を抑えることができる。

31

集約化・複合化施設整備事業 ⑦

事業の概要

北海道東神楽町(人口1.0万人)「複合施設整備事業」

昭和40年代頃から中心市街地に建設されている公共施設のうち、老朽化し、または現行の耐震基準を満たしていない施設について、よりコンパクトなまちづくりのため、各機能を集約して複合化する。

事業のポイント

- ・ 中心市街地において、特に、老朽化し耐震性の確保が必要となる公共施設について、複合化を実施。
- ・ この検討に当たっては、20名の町民で構成する検討委員会を設置し、基本構想や基本計画の策定に際して同委員会から意見を聴くなど、住民との連携を重視した。



複合施設はなのわ

青年会館

交通指導会館

事業実施期間:R3~R6年度
総事業費48.6億円

延床面積
6,672㎡→4,352㎡

総合福祉会館

バスセンター

※ 複合施設には、この4施設のほか、役場庁舎の一部機能や文化ホール、診療所等も含まれる(公適債非充当)

事業の効果

- 町のシンボル(顔)として、施設整備と併せ、隣接の公園や沿道と一体の空間整備を行うことで、街並みをリードする景観を形成する。また、バスセンターの複合化により、交通拠点としての機能も加えることで、にぎわいの創出を図る。
- 町では、複数施設を複合化することで、整備費や今後60年間の維持管理費も含めたコストが約5.7億円削減されるものと試算している。

32

集約化・複合化施設整備事業 ⑧

事業の概要

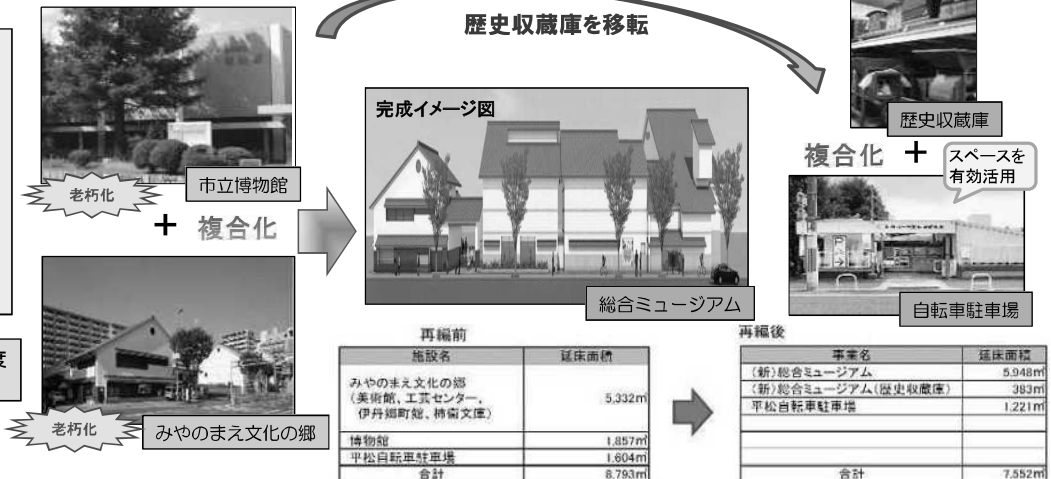
兵庫県伊丹市(人口19.7万人)「総合ミュージアム等複合化事業」

老朽化が進む、美術館や工芸センター等からなる市立複合施設「みやのまえ文化の郷」と市立博物館を、伊丹市の歴史・芸術・文化を発信する新たな拠点複合施設「総合ミュージアム」として再整備する。また、併せて、有効に活用されていなかったスペースを活用し、市立博物館の歴史収蔵庫の移転整備を行う。

事業のポイント

- ①各施設の一体利用
- ②施設の魅力向上・まちのにぎわい
- ③ユニバーサルデザイン
- ④機能回復・向上、老朽改修

事業実施期間: R元～R3年度
総事業費16.9億円



事業の効果

- 歴史・芸術・文化施設を「総合ミュージアム」として一体的に整備することで、各分野の連携による新たな魅力や価値を創出するとともに、観光分野の強化にもつながる。
- 老朽化した博物館を除却し、既存施設に複合化することで、維持管理経費が削減できる。また、設備(照明、空調、エレベーター等)の改修・更新を行うことで、施設の長寿命化や利用効率化が図られる。

33

集約化・複合化施設整備事業 ⑨

事業の概要

岡山県岡山市(人口71万人)「幼保一体化施設整備事業」

市立の就学前教育・保育施設を中学校区(36区域)ごとに1園ずつ公立幼保連携型認定こども園に整備・移行し、それ以外の園については原則中学校区単位で一体的に法人移管及び廃止を進める。S中学校区では、4つの幼稚園・保育園を集約し、1つの認定こども園として整備を行う。

事業のポイント

【課題】

- ・施設の老朽化
- ・少子化と保育ニーズの増加による幼稚園への入園児数の減少
- ・集団教育の維持が困難な園の教育・保育環境の質低下の恐れ
- ・施設の適正配置

隣接するA幼稚園・B保育園・C保育園・D幼稚園を統合し、A幼稚園の敷地に市立幼保連携型認定こども園を整備



事業の効果

- 施設の適正配置により、将来にわたり安定して良質な教育保育を等しく受けられる環境が整備される
- 将来世代への負担軽減
- 限られた人員や財源を子育て支援の充実や市民ニーズの増加への対応へ充てられる

※公立保育園27園 幼稚園30園
(令和7年4月時点)

34